

# 雨水流出抑制施設設置補助金交付に関する 申請の手引き

令和6年4月

名古屋市 上下水道局 下水道計画課  
環 境 局 地域環境対策課

## < 目 次 >

はじめに	1
補助金交付対象	2
申請手続き	5
維持管理について	8
アンケート等へのご協力について	9
お問い合わせ先	9

## <はじめに>

本手引きは、「名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付を受けるにあたり必要な事項について記載しています。本手引きの内容を確認していただき、補助金の交付の申請を行ってください。

### ○留意事項

- 補助金のご利用に先立ち、雨水流出抑制施設の設置の目的は以下の通りとなります。目的をご理解いただき、設置及びその後の維持管理についてご注意ください。
  - 浸水被害の軽減
  - 水循環機能の回復
- 必ず、事前に交付申請を行い、交付決定通知書の受領後に購入してください。交付決定前に購入した場合、補助を受けることはできません。
- 工事完了報告書の提出期限は当該年度の3月10日（土日祝日の場合は、その直前の平日）までとなります。なお、適正に設置されたものが対象となります。
- 申請金額が年間の予算額に達した場合は、年度途中でも受付を終了する場合があります。受付の状況については、9頁のお問い合わせ先か、上下水道局公式ウェブサイトでご確認ください。
- 記入にあたっては、鉛筆や消えるボールペンを使用しないでください。
- 「名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱」をご確認の上、申請してください。  
(<https://www.water.city.nagoya.jp/file/41787.pdf>)

## <補助金交付対象>

### ○補助金の交付対象者

交付対象者となる方	設置する雨水流出抑制施設の維持管理を行う、以下の方。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 土地または建築物の所有者であり、お住まいになる方</li><li>・ 土地または建築物の所有者であり、事業を行う方</li><li>・ 土地または建築物の所有予定者であり、お住まいになる予定の方</li><li>・ 土地または建築物の所有予定者であり、事業を行う予定の方など</li></ul>
-----------	--

※雨水タンクについて補助金の交付を受けようとする場合、「販売目的での土地及び建築物の所有者」や「販売目的での土地及び建築物の所有予定者」などは交付対象者となりません。

### ○補助対象施設

浸透雨水ます	1筆の土地について4基まで
	名古屋市上下水道局指定排水設備工事店で工事を行ったものが対象です。構造は下記の排水設備要覧（名古屋市上下水道局）に定めるものとしてください。 <a href="https://www.water.city.nagoya.jp/category/20200tosyo/14041.html">https://www.water.city.nagoya.jp/category/20200tosyo/14041.html</a>
雨水タンク	1棟の建築物について1基まで
	雨水タンクは、雨水利用のための蛇口が設置されている市販品で貯留容量80ℓ以上のものが対象です。雨樋と接続して設置する必要があります。

※特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域（新川流域及び境川流域）において、雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事において設置される雨水流出抑制施設一式は対象となりません。

### ○補助対象地域

補助対象地域は名古屋市内となります。ただし、浸透雨水ますについては一部除外区域があります。

浸透雨水ますの一部除外区域について

設置ができない箇所	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域
設置する場合、十分な調査が必要な箇所	浸透適地マップにおける要検討地、埋立地

※浸透雨水ますを設置できない箇所については、浸透適地マップをご確認ください。

※浸透適地マップは、下記の名古屋市公式ウェブサイトからご覧いただけます。

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076892.html>

浸透適地マップについてのお問い合わせは、9頁のお問い合わせ先へお願いします。

※雨水タンクについては、除外区域はありません。

### ○補助金額

浸透雨水ます	設置費（材料費含む）の3分の2に相当する金額と上限金額を比較して低い方の金額（1基あたりの上限金額25,000円）
雨水タンク	設置費（材料費含む）の3分の2に相当する金額と上限金額を比較して低い方の金額（1基あたりの上限金額30,000円）

※千円未満の額が生じた場合は切り捨てます。

※ご自身で雨水タンクを設置した場合、設置手間は補助対象となりません。

### 算出例1 (浸透雨水ます)

設置費 (材料費含む) が60,000円 (税込) の浸透雨水ますを1基、35,000円 (税込) の浸透雨水ますを1基設置する場合 (2基設置、合計95,000円)

設置費が1基あたり60,000円 (税込) の浸透雨水ますの補助金額			
設置費の3分の2 (千円未満切り捨て)	40,000円…①	>	1基あたりの上限金額 <b>25,000円…②</b>

①と②を比較して小さい方を補助金額とするので、この場合の補助金額は、**25,000円**となります。

設置費が1基あたり35,000円 (税込) の浸透雨水ますの補助金額			
設置費の3分の2 (千円未満切り捨て)	<b>23,000円…①</b>	<	1基あたりの上限金額 25,000円…②

①と②を比較して小さい方を補助金額とするので、この場合の補助金額は、**23,000円**となります。

以上より、2基合計の補助金額は25,000円+23,000円 = **48,000円**となります。

### 算出例2 (雨水タンク)

設置費 (材料費含む) が30,000円 (税込) の雨水タンクを1基設置する場合

設置費が1基あたり30,000円 (税込) の雨水タンクの補助金額			
設置費の3分の2 (千円未満切り捨て)	<b>20,000円…①</b>	<	1基あたりの上限金額 30,000円…②

①と②を比較して小さい方を補助金額とするので、この場合の補助金額は、**20,000円**となります。

### 算出例3 (雨水タンク)

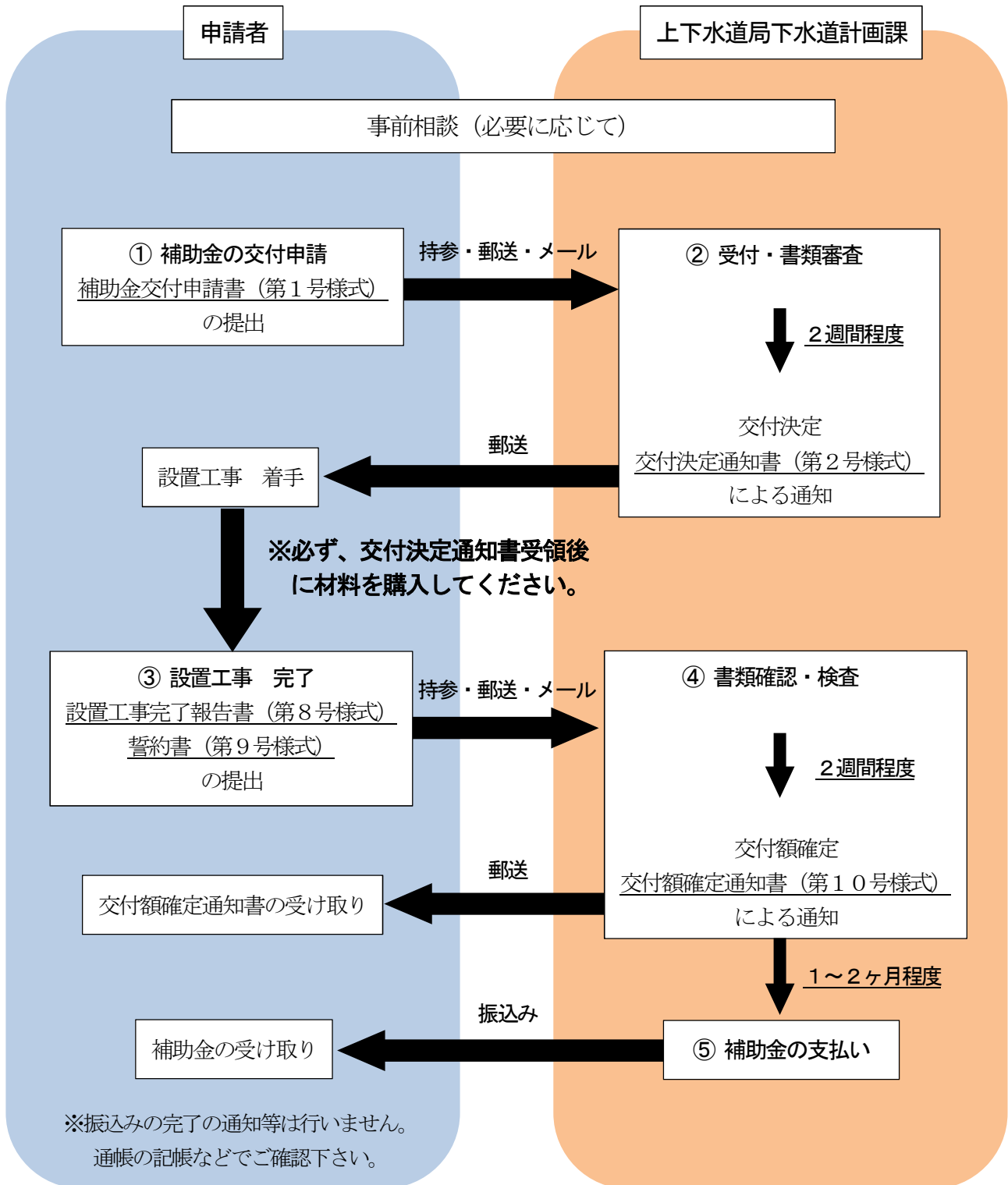
設置費 (材料費含む) が60,000円 (税込) の雨水タンクを1基設置する場合

設置費が1基あたり60,000円 (税込) の雨水タンクの補助金額			
設置費の3分の2 (千円未満切り捨て)	40,000円…①	>	1基あたりの上限金額 <b>30,000円…②</b>

①と②を比較して小さい方を補助金額とするので、この場合の補助金額は、**30,000円**となります。

## <申請手続き>

### ○手続きフロー



※各種様式は、<https://www.water.city.nagoya.jp/category/10600onegai/144990.html> からダウンロードしていただくか上下水道局下水道計画課でお渡しします。

## ○書類等の手続きの流れ

- ◆対象施設、書類の作成方法、手続きの流れ、浸透適地マップ等に関して不明な点がございましたら、必要に応じてお問い合わせ下さい。  
補助金の交付申請全般についてのお問い合わせ先は、名古屋市上下水道局下水道計画課です。  
浸透適地マップについてのお問い合わせ先は、名古屋市環境局地域環境対策課です。  
連絡先については9頁をご確認ください。

### ① 補助金の交付申請

- ◆補助金の交付の申請には、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金 交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、申請してください。

#### (1) 位置図

雨水流出抑制施設を設置する場所の分かる図面（別紙1参照）

例) 名古屋市都市計画情報提供サービス（下記URL参照）より、都市計画基本図をご利用いただけます。

<http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/index.asp?dtp=7>

#### (2) 建築物の配置図等に雨水流出抑制施設の設置箇所を示した図面（別紙2参照）

#### (3) 雨水流出抑制施設の構造が分かる書類（別紙3参照）

実際に設置する施設のカatalogやウェブサイト画面等に記載の構造図の写しなど。

#### (4) 見積書等の写し（別紙4参照）

- ・ 実際に設置する施設のカatalogや、ウェブサイト画面等の金額を確認できるものでも可。（ただし、名古屋市雨水流出抑制施設設置工事完了報告書（第8号様式）提出の際には、設置費（材料費含む）の分かる領収書の写し等が必要です。）
- ・ 浸透雨水ますについては1基ごとの設置費が分かるようにしてください。
- ・ 雨水タンクをご自身で設置する場合は、材料費のわかる資料だけで可。

### ② 受付・書類審査

- ◆補助金の交付の決定をしたときは、その内容について、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金 交付決定通知書（第2号様式）により通知します。（審査に通常2週間程度かかります。書類の不足・不備の状況に応じて、さらに時間がかかる可能性があります。）  
届いた「交付決定通知書（第2号様式）」はお手元に大切に保管してください。  
必ず、「交付決定通知書（第2号様式）」受領後に設置工事に着手してください。  
受領前に設置工事に着手した場合、補助を受けることはできません。

### ③ 設置工事 完了

- ◆補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、雨水流出抑制施設の設置が完了したら、名古屋市雨水流出抑制施設設置工事完了報告書（第8号様式）に、次の書類を添付して、報告してください。

#### (1) 領収書の写し（領収書が発行されない場合は、購入費、設置費を証する書類）

- ・ 浸透雨水ますについては1基ごとの設置費がわかるようにしてください。

#### (2) 設置の過程が確認できる写真及び設置完了後の写真（設置前後及び不可視部分の写真※）



(3) 誓約書 (第9号様式)

(4) 振込先の口座番号がわかるものの写し (通帳の写し、キャッシュカードの写しなど)

- ◆名古屋市雨水流出抑制施設設置工事完了報告書 (第8号様式) 及び上記 (1) ~ (4) の書類は、設置完了日から30日以内 (ただし、申請年度の3月10日 (土日祝日の場合は、その直前の平日) まで) に提出してください。

※ 写真撮影箇所一覧表

補助対象施設	設置前の写真	工事中の不可視部分の写真	設置後の写真
浸透雨水ます	・近影 ・遠影 (家屋がわかるように撮影)	透水シート、砕石等の構造がわかるように撮影	・近影 ・遠影 (家屋がわかるように撮影)
雨水タンク	・近影 ・遠影 (家屋がわかるように撮影)	—	・近影 (雨樋と雨水タンクの接続部がわかるように撮影) ・遠影 (家屋がわかるように撮影)

④ 書類確認・検査

- ◆交付決定者より名古屋市雨水流出抑制施設設置工事完了報告書 (第8号様式) の提出を確認後、検査を行います。(検査に通常2週間程度かかります。書類の不足・不備の状況に応じて、さらに時間がかかる可能性があります。)

検査については、必要に応じて現地を確認します。現地確認の際には、事前にご連絡をしますので、立会をお願いします。

なお、上下水道局給排水設備課による排水設備の検査とは別となります。

- ◆検査にて、適正に設置されていることを確認し、補助金の交付額を確定して、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金 交付額確定通知書 (第10号様式) にて交付決定者に通知します。お手元に届いた「交付額確定通知書 (第10号様式)」は大切に保管してください。

- ◆検査において、適正に設置されていることが確認できなかった場合、交付決定者に是正の指示をしますので、速やかに対応をお願いします。

是正の指示への対応がとられなかった場合、補助金交付の決定を取り消す場合があります。

⑤ 補助金の支払い

- ◆名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金 交付額確定通知書 (第10号様式) を発行した日から、約1~2ヵ月で振込みを行います。

## ○書類等の提出方法

名古屋市上下水道局下水道計画課まで持参、郵送又はメールでの提出をお願いします。

### (1) 持参の場合

月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く)午前8時45分から正午、午後1時00分から午後5時15分までの間に、右記提出先へご持参ください。

### (2) 郵送の場合

右記提出先へご郵送ください。

### (3) メールの場合

右記メールアドレスまでご送信ください。

[提出先住所]

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市上下水道局下水道計画課

(名古屋市役所西庁舎9階)

「雨水流出抑制施設設置補助金交付申請担当者」宛て

[提出先メールアドレス]

[usui\\_hojo@jogesuido.city.nagoya.lg.jp](mailto:usui_hojo@jogesuido.city.nagoya.lg.jp)

「雨水流出抑制施設設置補助金交付申請担当者」宛て

### ※メールでの提出時の注意点

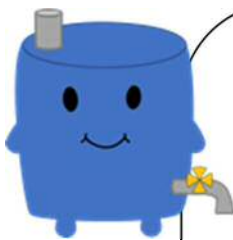
メールの容量が重いと受付できない場合がありますので、1回の送信メールの容量は10MB以下としてください。送信メールの容量が大きくなる場合は、各提出書類を複数回に分けて送信してください。

提出書類はPDFファイルとしてください。

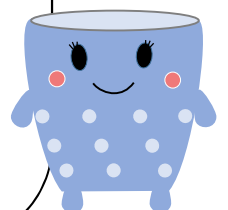
※各書類の提出から2週間程度で、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金 交付決定通知書(第2号様式)、名古屋市雨水流出抑制施設設置補助金 交付額確定通知書(第10号様式)を交付決定者に郵送させていただきます。

## <維持管理等について>

雨水流出抑制施設の機能を発揮させるために、下記を参考に梅雨や台風時期を考慮して、定期的な点検及び清掃をお願いします。



- ・雨水タンクは、大雨が予想される降雨前には空にしてください。
- ・浸透雨水ますは、定期的にもすの蓋を開閉していただき、ごみや落ち葉が詰まっている場合、清掃をお願いします。
- ・補助金交付の日から7年以上、施設を存続させてください。
- ・転居や売買等に伴い、雨水流出抑制施設を第三者に譲渡する時など、雨水流出抑制施設の所有権者が変更になる場合には、誓約書に記載の内容を新しい所有者に引き継いでください。
- ・上下水道局から雨水流出抑制施設の維持管理などに関する情報を定期的にメールにて配信いたします。(希望者のみ)
- ・雨水タンクで溜めた雨水は、トイレなどから下水管に流さないでください。(庭木への散水等でご利用ください。)



## <アンケート等へのご協力について>

雨水流出抑制施設の設置目的に合った機能を最大限に発揮させるため、また、本助成制度をより利用しやすい制度にしていくために、本補助金を活用された方には名古屋市からメール又は郵送等によりアンケート等をお願いすることがございます。その際には、ご協力をお願いいたします。

## <お問い合わせ先>

### ① 補助金の交付手続き等に関すること

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1  
名古屋市上下水道局 下水道計画課 (名古屋市役所西庁舎9階)  
TEL: 052-972-3765 FAX: 052-961-0314

### ② 浸透適地マップに関すること

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1  
名古屋市環境局 地域環境対策課 (名古屋市役所東庁舎5階)  
TEL: 052-972-2675 FAX: 052-972-4155